

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

愛媛県知事

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・身体障害者福祉法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務</li> <li>・身体障害者福祉法施行令第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務</li> <li>・身体障害者福祉法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>・身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	身体障害者手帳交付事務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付・台帳システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[情報照会] なし</p> <p>[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、同条第3号ハ、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ、同条第5号イ、第22条第1号ロ、第27条第1号イ、同条第2号イ、第28条第1号ロ、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第55条第1号ト、同条第2号ホ、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条2の2第1号ト及び同条第7号ト</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244</p> <p>【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455</p> <p>東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300</p> <p>東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322</p> <p>東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500</p> <p>中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111</p> <p>久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210</p> <p>大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121</p> <p>南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111</p> <p>西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331</p> <p>南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211</p> <p>愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 0895-72-1145</p>
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい政策係 089-912-2422</p>
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月20日	5.評価実施機関における担当部署	障害福祉課	障がい福祉課	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年12月20日	5.評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 井関 浩一	障がい福祉課長 近藤 修	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年12月20日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	障害福祉課障害政策係	障がい福祉課障がい政策係	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年12月20日	1.対象者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	平成29年4月1日より変更
平成29年12月20日	2.取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	平成29年4月1日より変更
平成31年2月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	
平成31年2月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	
平成31年2月1日	5.評価実施機関における担当部署	障がい福祉課長 近藤 修	障がい福祉課長	事後	平成30年5月24日より変更
平成31年2月1日	1.対象者数	平成29年4月1日時点	平成30年11月30日時点	事後	平成30年11月30日より変更
平成31年2月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年11月30日時点	事後	平成30年11月30日より変更
平成31年2月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	平成31年1月1日より追加
令和2年3月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	
令和2年3月1日	1.対象者数	平成30年11月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	令和2年3月1日より変更
令和2年3月1日	2.取扱者数	平成30年11月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	令和2年3月1日より変更
令和2年9月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	
令和2年9月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	西予土木事務所事業管理課	西予土木事務所用地管理課	事後	
令和4年3月31日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東予地方局産業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	令和4年3月1日より変更
令和4年3月31日	1.対象者数	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	令和4年3月1日より変更
令和4年3月31日	2.取扱者数	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	令和4年3月1日より変更
令和4年3月31日	2.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月1日	1.対象者数	令和4年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	令和5年3月1日より変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	2.取扱者数	令和4年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	令和5年3月1日より変更
令和6年4月1日	I 1③システムの名称	身体障害者手帳交付・台帳管理システム(大型電算システム)	身体障害者手帳交付事務システム	事後	
令和6年4月1日	II 1.対象者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210	久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万190番1 0892-21-1210	事後	
令和6年4月1日	I 4②法令上の根拠	[情報照会] なし [情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12号第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28号第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イ	[情報照会] なし [情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、同条第3号ハ、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ、同条第5号イ、第22条第1号ロ、第27条第1号イ、同条第2号イ、第28条第1号ロ、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第55条第1号ト、同条第2号ホ、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条2の2第1号ト及び同条第7号ト	事後	